

避難路(通学路・避難所への道等)沿道の

ブロック塀補助金

～改修・除却を支援します～

安全に
しましょう



地震時のブロック塀等の倒壊による人身事故の防止と避難路の通行障害の防止を図るため、ブロック塀等の耐震改修工事又は除却工事の費用の一部を支援します。

受付期間

令和6年6月3日～11月29日まで

※予算額の範囲内で先着順となります。

補助金額

補助対象経費※の2/3又は24万円
のいずれか少ない額

※補助対象経費とは…補助金の交付対象となる工事費(消費税は除く)

安全点検をしましょう

補助金交付の対象条件
については裏面へ

●以下のチェックポイントの項目を点検し、一つでも適合しない項目があれば危険なので改善しましょう。

(安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等を行い注意喚起をお願いいたします。)

安全点検のためのチェックポイント

安全性の確認項目	補強コンクリートブロック造の塀の場合	組積造の塀の場合
塀の高さ	□塀の高さは地盤から2.2m以下か。	□塀の高さは地盤から1.2m以下か。
塀の厚さ	□壁の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)	□各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上か。
控え壁	□塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。(塀の高さが1.2m超の場合)	□塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
基礎	□コンクリートの基礎があるか。	□コンクリートの基礎があるか。
塀の健全性	□塀に傾き、ひび割れはないか。(老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしているか。)	□塀に傾き、ひび割れはないか。(老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしているか。)
鉄筋 ・ 基礎の根入れ深さ	□塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。	
	□基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)	□基礎の根入れ深さは20cm以上か。

●お問い合わせ・お申し込み先

弘前市役所 建設部建築指導課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 TEL:0172-40-7053 FAX:0172-38-5866

支援を受けるためには一定の条件があります

対象となるブロック塀等

● 以下のすべてに該当するもの

- ① **避難路沿道**(※1)に存するものであること。(※1・(2)に該当する場合は、倒壊した場合に道の過半が閉塞されるおそれがある塀である場合のみ対象となります。)
- ② **耐震診断**(※2)の結果、不適合の項目があること。
- ③ 塀が接する地盤面のうち、低い側からの高さが80cm以上で、かつ3段積み以上のもの。
- ④ 過去に、市の補助を受けて耐震改修を行っていないもの。

※1 避難路とは… (1) 市教育委員会が指定した通学路
(2) 一般の通行に供しており、避難所へ至る道。(1)に該当するものを除く。)

※2 耐震診断とは… 表面に記載してある「安全点検のためのチェックポイント」によるもの。

対象となる方(法人等は除く)

● 以下のすべてに該当するもの

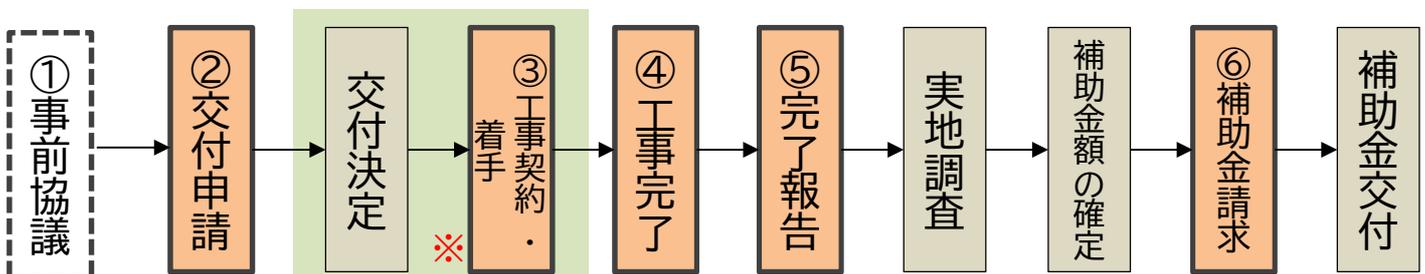
- ① 弘前市内に補助の対象となる**塀を所有する方**(親族を含む)
- ② 令和5年度から交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税等の滞納がない方

対象となる工事

● 以下のいずれかに該当するもの

- ① 建築士又はブロック塀診断士等が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う**耐震改修工事**(フェンス、門扉及び生垣等は対象外)
 - ② ブロック塀等の**除却工事**(基礎、土留めの除却は対象外)
- ※施工業者は**弘前市内に本店を置く法人**又は**市内に住所を有する個人事業者**であって、建築工事関連業務を営むものであること。

手続きの流れ



※補助金の交付決定前に契約・着手した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

詳細について

紙面の都合上、省略している部分があります。
対象条件や必要書類などの詳細については、建築指導課までお問い合わせください。
また、弘前市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。
申請に必要な様式などダウンロードできます。

弘前市
ホームページ

くらし

住まいとくらし

建築

ブロック塀等の安全点検・
耐震化支援について